

令和7年9月12日
島根県総務部人事課
課長 飯塚 修司
課長補佐 川島 輝紀
電話番号 0852-22-6125

職員の処分について

このことについて、下記のとおり処分を行ったので、その概要を公表する。

記

1 該当職員

- (1) 所属 土木部県央県土整備事務所大田事業所
(2) 職・氏名 係長 富永 昌司
(3) 年齢 55歳
(4) 性別 男性

2 事案の概要

当該職員は、令和7年5月2日（金）午後11時から3日（土）午前1時にかけて広島市内で飲酒した。同日午前4時過ぎ、同市内で自家用車を運転中にタイヤがパンクしたため、同市内の駐車場でタイヤ交換をしていたところ、警察官による職務質問を受け、その際の呼気検査で酒気帯び運転（呼気中のアルコール濃度 0.3mg/㎗）が判明し、検挙され、8月7日（木）に運転免許取消しの行政処分を受けた。

3 処分内容 懲戒免職

4 発令日 令和7年9月12日

5 処分理由

職員の行った行為は、県民の県行政に対する信頼を著しく損なう行為であり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当するとともに、信用失墜行為を禁止した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条の規定に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため、厳正に処分した。

6 管理監督者

(1) 処分対象者 所属長等
(2) 処分内容 厳重注意

7 その他

服務規律の確保について、全所属長に対し、各職員への徹底を図るよう文書通知を行う。